

会議の名称	令和3年度加東市地域包括支援センター運営協議会
開催日時	令和3年8月27日（金） 午後3時00分から午後3時45分まで
開催場所	加東市社公民館 2階 研修室
委員長の氏名（小野圭三） 出席委員の氏名	森下智行 小野圭三 石田三有希 池見清美 丸山信子 松本多美子
説明のため出席した者の職氏名	
出席した事務局職員の氏名及びその職名	健康福祉部長 大西祥隆 高齢介護課長 平野好美 副課長 堅田美佳 主査 石田将之 地域包括支援センター副課長 高濱さおり 係長 羽馬里恵
議題、会議結果、会議の経過及び資料名	<p>開 会</p> <p>1 挨拶</p> <p>2 議題</p> <p>（1） 令和2年度事業報告及び令和3年度事業計画について 事務局から説明資料1及び2に基づき説明</p> <p>【質疑】</p> <p>委員：報告の中の参加人数などについて、いろんな場面を通じて市民への啓発や指導、協力要請などをして事業を進めてくださっている中で、例えば講座やまちかど体操などを開催されても、せっかくの機会なのに集まる人が大変少ないというような、結局市民のそういう協力が少し物足りなく思っているのではないかなという気はするのですが、その辺りは大丈夫でしょうか。</p> <p>自分の地域のことなどを考えてみますと、なかなかそういうことに協力しない、何かしようとしても、なかなかそれに応じてもらえないということがよくあります。ですから、市民の協力はとても大事だけれども、なかなか協力が得られないのではないかと思います。だから、市がせっかくなつくつとくださる機会を生かすために、どうすればいいのかということを考えないといけないのかなと思います。</p> <p>一つは、各地区に区長を中心とした組織があります。これは地区によって状況が違うと</p>

思うのですが、組織の中ではいろんな担当分野をつくっていらっしゃいます。地域活性化の担当などがあると思うのですが、それらが有名無実で本当に活動しているのかなということを感じることがあります。ですから、そういうところをもっと活用する、これは区長の方のリーダーシップにも関わるかと思うのですが、地域の役員組織をもっと活性化させて活用して、協力要請をして、せっかくの機会をできるだけ多くの人に参加してもらって広めていけたらいいなど、そんなことを思っています。自分がしようとしてもなかなかできないから難しいと思っているのですが、感想も含めてです。

事務局：まず、加東市の場合は区長会組織という一番大きな組織で動こうというところが以前からございます。ですから、先ほどのご意見のような形で区長会を通じてというふうな動きになるかと思えます。ただ、地域共生社会に向けた取組というところがございますので、全てを区長にお任せして活動するというよりも、最初は区長様かもしれませんが、その後は地域の方が自分の得意な分野で力を遺憾なく発揮していただけるような地域づくりというのを市役所全体としても取り組んでおります。

委員：ケーブルテレビなども随分利用されていますね。コロナで特に増えてきているかと思うのですが、話を聞いていると高齢者は大変よく見ていらっしゃるようなので、ああいうのを活用するということは非常にいいことだと思っています。

まちかど体操などを大いに活用してほしいと思います。

委員：事業報告のところでお尋ねします。1ページ目の総合相談支援業務の相談件数について、権利擁護の件数が平成30年度は189件と非常に多いのですが、そのほかの年度については平成29年度が79件、令和元年度が87件、昨年度が60件となっています。

昨年はコロナの影響などもあって減少したかと思うのですが、逆にそのコロナの影響ということを考えますと、外出の自粛など、いろいろなストレスがかかるようなことであったり、家の中での見えないことで負担が大きくなっていたり、背景的にはいろいろと何か問題点が起こりやすいような環境であったのではないかと思います。そういう中で相談件数が減っているということを、どのように分析をされているか教えていただきたい。

また、権利擁護の中の成年後見制度の活用促進について、例えば高齢者の方の中には、親族の方がおられなくて、天涯孤独で支援者がおられないような方や、障害がある子と高齢の親の2人で暮らされている方など、なかなか自分から困っているという声を上げにくい方や世帯に対して、実際にどのように相談支援を進められているかというところを教えてください。

それから、権利擁護の成年後見制度に関係してもう一点、地域包括支援センターの場合は高齢者の権利擁護ということになるのですが、障害者の方の権利擁護については社会福祉課が担当になるかと思えます。市の中で高齢、障害を問わずに権利擁護、また成年後見制度へつなぐということで、どのような支援体制を取られているか。

以上の3点について、教えていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

事務局：1点目の権利擁護の相談件数について、お一人の方が1回の相談で済むということではなく、複数回相談に来られますので、年度によって結構ばらつきがあります。令和2年度はコロナの影響で減っているということはないと思うのですが、60件となっております。平成30年度が多いのは、虐待や成年後見など複数の相談があった年で、相談者の方から複数回相談があったため数字としては多くなったという分析をしております。

委員がおっしゃるように、コロナの影響で家庭内でのストレスが高まって虐待というのはあり得ると思うのですが、令和2年度についてはあまり数字としては表れておらず、これからそういったケースがあるかもしれないと思っております。

成年後見制度の相談の受け方について、特に何か市からアウトリーチをしているということではなく、一般的な高齢者の相談を受ける中で、身寄りや頼れる人がいないというご相談になれば、必要に応じてリーガルサポートや関係機関をご紹介します。市長申立てが必要な方については担当につなぐなど、個別のケースに随時対応しているような状況です。

3番目の支援体制については、社会福祉課が主となって、北播磨地域の中で広域的な機関等が必要なのではないかという議論をしていると聞いております。

委員：ありがとうございます。さきほども申し上げた身寄りのない高齢者の方や、障害がある子どもと一緒に住まわれているケースなど、なかなか本人から支援を求めることがないので、例えばその方が亡くなった後に、土地のことや、近所の方が心配されて社会福祉協議会に相談に来られることがあります。本人の意思確認なども難しい中でどのように対応すればいいのかということで悩んでいるところもあり、またご相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長：ほかにご質問はございませんでしょうか。

それではないようですので、次の議題に移ります。

(2) 令和2年度加東市地域包括支援センター自己評価について

事務局から説明資料3に基づき説明

【質疑】

委員：地域包括支援センターが担当されているたくさんの事業の中の一つに、要支援・要介護認定で、要支援認定を受けた方の担当ケアマネジャーとなってケアプランを作成するという業務があります。ただ、やはりあまりにも人数が多いということもあると思うのですが、地域包括支援センターから市内の居宅介護支援事業所に、利用者のケアプラン作成を委託されることがあります。

先ほどの地域密着型サービス運営委員会で申し上げたように、現在ケアマネジャーの人数が少なく、厳しい状況になっております。この令和2年度の自己評価をされたときと今とでは状況が違うと思うのですが、その職員の確保というところで現実問題として、もし

ケアマネジャーが要介護の人を新たに担当する時に、地域包括支援センターから委託を受けている要支援の利用者のケアプラン作成をお返ししなくてはならないというような状況になった場合、地域包括支援センターの人材の確保ができているのでしょうか。加東市の高齢者の皆さんのために地域包括支援センターは安定して運営していただきたいと思いますので、気になりました。

事務局：説明資料の2にもチームアプローチによる運営ということで基準人数を記載しておりますが、高齢者1,500人に対して地域包括支援センターの職員1人というのが国で決められた基準です。市の65歳以上の高齢者人口が1万人少しで、地域包括支援センターの職員が9名おりますので、単純に割りますと職員1人当たり高齢者1,194人となり、基準としてはクリアしています。

しかし、決してそれで相談業務に余裕があるという現状ではなく、居宅介護支援事業所に委託させていただいているということは、地域包括支援センターだけで要支援の人たちを担当しようとした場合に、その9人の職員ではカバーできないというような現実があります。私たち地域包括支援センターの職員からすると人数が多いほうが事業も充実もできるというところはあるのですが、職員の人数については、市の職員でもありますので、市全体の人事配置などが関係します。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種はそろっていますが、人数として余裕があるかというところではありませんので、居宅介護支援事業所と連携しながら今取り組んでいるという状況です。

委員長：ほかにご質問はございませんでしょうか。

それでは質問がないようですので、本日の議事を終了いたします。

閉 会

令和3年10月21日

委員長 小野 至三

署名人 石田 三有希

署名人 松本 羽美子